

「農産物検査法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和8年6月30日
農林水産省農産局穀物課

農産物検査法施行規則の一部改正案について、令和8年4月20日から5月20日までの期間、e-Gov への掲載を通じて、広く国民の皆様から意見・情報を募集したところ、当該改正に係る御意見が2件寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省農産局穀物課
代表：03-3502-8111（内線 4779）
直通：03-6744-1392